

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、内部統制システムの適正な構築に努めるとともに、国際貢献を図る企業として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応える企業経営を実現させるため、経営の適正性、遵法性、透明性を確保し、さらなる企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。今後とも、取締役会の監督機能のさらなる強化と経営の意思決定のさらなる迅速化など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

(補充原則4-2 経営陣の報酬)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、取締役の報酬は、職位に応じて支給される月例の定額報酬、単年度の業績等を反映した年次賞与の業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とで構成されております。

取締役の報酬は株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、今般、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会において、取締役の報酬等について議論を深めてまいります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

(補充原則4-3 CEOの選任)

当社の取締役会は、CEO(社長)の選解任が最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、CEOが優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有することに加え、CEOの資質として(a)困難な問題や高い目標に向かって立ち向かえる「挑戦力」、(b)実際にその行動に移すことを決める「決断力」、(c)組織の中で目標を定め、それに必要な経営資源を確保し成果を出す「リーダーシップ」を備えていることが重要であると考えております。

CEOの選任については、上記の選任要件や資質を総合的に勘案して、取締役会の下位の会議体である常務会における公正かつ厳格な審査を経たうえで、取締役会において決定しております。

今般、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会において、取締役の指名等について議論を深めてまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

(補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置)

当社の取締役会は、取締役9名のうち2名は独立社外取締役であり、監査等委員である独立社外取締役3名による監視のもと、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を担保する体制であると認識しておりますが、今般、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会において、取締役の指名及び報酬等について議論を深めてまいります。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、業務執行の監督機能の実効性を確保しつつ、取締役会における実質的な議論のために必要かつ適切な人数で構成することを基本方針とし、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスとジェンダーや国際性の面を含む多様性にも十分配慮して人数を決定しております。

多様性のうち国際性については、非業務執行取締役(非常勤)として1名(米国籍・医師)、社外取締役には国際ビジネスの知見を有した者を選任しております。ジェンダーについては、女性取締役は現在選任されておませんが、当社は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している人材であれば、性別にかかわらず、取締役候補者とする方針です。引き続き、人物本位、能力本位の人事政策を展開し、管理職への登用率を高めて経営的視点を伸長させ、女性取締役の登用実現に向けて努めてまいります。また、監査等委員である取締役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりであります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長と経済的価値の向上のため、仕入先や販売先等との良好な関係の維持強化を図るために必要と判断する企業の株式を保有しております。戦略的に保有する意義が希薄と考えられる政策保有株式については縮減する方針であり、毎年、取締役会において個別銘柄毎に経済的合理性等を精査し、保有継続の適否を検証いたします。検証にあたっては、当社の算出する資本コストと、銘柄企業との年間取引利益や配当金から算出される収益率を比較し、銘柄毎の時価金額も考慮し定性的な検証を加えて見直し等を行います。

政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案が当社及び保有先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点から、取締役会の下位の会議体である常務会において議案毎に審議し、行使結果を取締役に報告しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社がその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、あらかじめ取締役会の下位の会議体である常務会における審査を経たうえで、取締役会の承認を得るものとし、取引が継続する期間中は、取引の状況を適宜常務会に報告いたします。また、当社は、年1回全役員に対し、その近親者を含む関連当事者間の取引の有無について報告を求め、上記手続きを踏まえた監視を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、退職年金制度の一環として、規約型企業年金制度を導入し、企業年金の積立金の運用を行っております。積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成のみならず、当社の財政状況に与える影響を踏まえ、資産運用委員会は設置していないものの、人事部内に企業年金に関する知見を有した人材を配置し、経営企画部、経理部と連携し、運用管理を行っております。

また、積立金の運用を安全かつ効率的に行うことを目的とした「運用基本方針」を定めており、本方針に基づき、運用委託機関から定期的に報告を受け、運用状況やスチュワードシップ活動をモニタリングするとともに、積立金の運用を各運用委託機関に一任することにより、受益者と会社との間で、利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念や事業概況、今後の事業戦略等を当社ホームページにて開示しております。

当社ホームページ上の「会社情報」、「IR情報」に掲載しております。

当社ホームページURL: <https://www.hakuto.co.jp/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。また、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則に従うことを基本方針としております。

(3)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、取締役の報酬は、職位に応じて支給される月例の定額報酬、業績等を反映した年次賞与の業績連動報酬及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの譲渡制限付株式報酬とで構成されております。ただし、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その求められる役割に鑑み決定し、月例の定額報酬のみ支給しております。

なお、業績連動報酬の総支給額は、次の計算式により算出しております。

総支給額 = (当期純利益 - 連結ROE5%水準利益) × 5%

取締役の報酬は株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(4)経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名にあたっては、(a)優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること、(b)監査等委員である取締役については、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者であり、特にそのうち1名は財務・会計に関する十分な知見を有している者であること、(c)社外取締役については、東京証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ、当社が策定した「社外役員の独立性に関する判断基準」を充足している者であることを指名の基本方針としております。この方針に基づき、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮しつつ、取締役候補者については取締役会の下位の会議体である常務会における公正かつ厳格な審査を経たうえで、監査等委員である取締役候補者については常務会による公正かつ厳格な審査並びに監査等委員会の同意を経たうえで、それぞれ取締役会において決定いたします。

経営陣幹部の解任については、重大なコンプライアンス違反、大幅な業績悪化のほか、補充原則4-3 に定めるCEO(社長)の選任要件や資質が認められない場合などその機能を発揮していないと認められる場合がトリガーになると考えております。このような事象が発生した場合には、常務会が取締役の解任もしくは不再任又はCEOの解職について、独立社外取締役の意見を聴取するとともに公正かつ厳格な審査を行ったうえで、取締役会に付議することとしております。

(5)取締役候補者については、その略歴と選任理由を株主総会参考書類に記載しております。また、経営陣幹部の解任が行われる場合には、適時・適切に開示いたします。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲)

当社の取締役会は、執行役員制度のもと、経営全般に対する監督機能を十分に発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、取締役会への付議基準(法令又は定款に定める事項及び会社が定めるその他重要事項)に基づき、意思決定を行っておりますが、取締役会専決事項以外の業務執行及びその決定については、下位の会議体である常務会又は執行役員等に委任するとともに、取締役会への報告基準に基づき、常務会又は当該執行役員等から委任事項に関する報告を受け、職務執行及びその決定の状況について監督を行っております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

(補充原則4-2 経営陣の報酬)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、取締役の報酬は、職位に応じて支給される月例の定額報酬、単年度の業績等を反映した年次賞与の業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とで構成されております。

取締役の報酬は株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、今般、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会において、取締役の報酬等について議論を深めてまいります。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

(補充原則4-3 CEOの選任)

当社の取締役会は、CEO(社長)の選解任が最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、CEOが優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有することに加え、CEOの資質として(a)困難な問題や高い目標に向かって立ち向かえる「挑戦力」、(b)実際にその行動に移すことを決める「決断力」、(c)組織の中で目標を定め、それに必要な経営資源を確保し成果を出す「リーダーシップ」を備えていることが重要であると考えております。

CEOの選任については、上記の選任要件や資質を総合的に勘案して、取締役会の下位の会議体である常務会における公正かつ厳格な審査を経たうえで、取締役会において決定しております。

今般、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会において、取締役の指名等について議論を深めてまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社独自の社外取締役等の独立性判断基準を策定し、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。また、当社の取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

(補充原則4-10 独立した諮問委員会の設置)

当社の取締役会は、取締役9名のうち2名は独立社外取締役であり、監査等委員である独立社外取締役3名による監視のもと、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を担保する体制であると認識しておりますが、今般、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置いたしました。今後、同委員会において、取締役の指名及び報酬等について議論を深めてまいります。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、業務執行の監督機能の実効性を確保しつつ、取締役会における実質的な議論のために必要かつ適切な人数で構成することを基本方針とし、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスとジェンダーや国際性の面を含む多様性にも十分配慮して人数を決定しております。

多様性のうち国際性については、非業務執行取締役(非常勤)として1名(米国籍・医師)、社外取締役に国際ビジネスの知見を有した者を選任しております。ジェンダーについては、女性取締役は現在選任されておきませんが、当社は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している人材であれば、性別にかかわらず、取締役候補者とする方針です。引き続き、人物本位、能力本位の人事政策を展開し、管理職への登用率を高めて経営的視点を伸長させ、女性取締役の登用実現に向けて努めてまいります。また、監査等委員である取締役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を選任しております。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-11 取締役会の構成)

当社の取締役の人数は、定款で定める員数である14名以内とし、取締役会による業務執行の監督機能の実効性を確保しつつ、取締役会における実質的な議論のために必要かつ適切な人数で構成することを基本方針とするともに、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性にも十分配慮して人数を決定しております。特に、非業務執行取締役(非常勤)として1名(米国籍・医師)のほか、社外取締役2名は弁護士、海外駐在経験を有する金融機関の元経営者、監査等委員である社外取締役3名は複数企業の役員経験者、企業経営者、国税庁出身者とそれぞれ高い専門性を有する人材を選任しております。

取締役の指名については、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であることを要件として、取締役会の下位の会議体である常務会における公正かつ厳格な審査を経たうえで、取締役会において決定しております。

(補充原則4-11 取締役・監査等委員の兼任状況)

社外取締役をはじめ、当社の取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努めております。また、当社は、毎年事業報告にて、各取締役の重要な兼任状況について開示しております。

(補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社の取締役会は、第68期事業年度の実効性について各取締役及び各監査役に対し、無記名でアンケートを実施いたしました。その分析・評価の結果の概要は、次のとおりであります。

- ・実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人材及び人数で構成されている。
- ・原則月1回定期的に開催され、年間スケジュール及び主な審議事項は、事前に決定、通知されている。
- ・社外役員をはじめとし、全出席者が自由に発言できる雰囲気のもと、活発な議論が行われている。
- ・議案の説明は、的確に行われており、独立社外取締役による中立かつ客観的な提言のもと、また社外監査役による監視のもと、充実した議論が行われている。
- ・充実した議論に足る十分な審議時間が確保されている。
- ・早期に取締役会資料が配付(又は配信)されている。

以上のことから、概ね取締役会の実効性は確保されている結果となりましたが、事業に影響する主要リスクの理解と議論や中長期の課題についての議論、企業戦略の方向性を示す議題の審議については、なお改善の余地があるとの分析結果となりました。

【原則4-14 取締役のトレーニング】

(補充原則4-14 取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、新任の社内取締役に對して、就任時に、職務に関する関連法令及びコンプライアンス、リスク管理に関する研修プログラムに参加させており、新任の社外取締役に對しては、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき代表取締役社長又はその指名する業務執行取締役から説明を受けることとしております。また、取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととしており、会社は、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を広く行うこととしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主からの面談の申し込みについては、合理的な範囲で前向きに対応すべきと認識しております。また、当社は、株主との建設的な対話を促進するための取組みとして、以下のとおり対応しております。

- (1)株主との建設的な対話を実現するために、IR活動を統括する取締役を指定しております。
- (2)IR活動を統括する取締役は、社内において経営企画、総務、財務、経理、法務部門等を管掌しており、それぞれの部門長を集めた会議を毎月開催することにより、情報の共有化と有機的な連携の強化に努めております。
- (3)個人投資家向けの会社説明会とアナリスト・機関投資家向けの決算説明会をそれぞれ年2回開催して、株主との対話手段の充実に努めております。
- (4)対話において把握された株主の意見や懸念は、IR活動を統括する取締役より代表取締役社長及び経営陣幹部へ適宜フィードバックされて、情報の共有化が図られております。
- (5)株主、投資家、アナリストとの対話の際には、社内にて定める内部者取引管理規程及び機密情報管理規程を遵守することにより、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	更新	20%以上30%未満
-----------	----	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

公益財団法人高山国際教育財団	4,226,200	20.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,919,200	9.34
高山 一郎	1,058,923	5.15
高山 健	1,058,923	5.15
高山 龍太郎	1,058,890	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	831,300	4.04
株式会社ATRA	543,900	2.65
伯東従業員持株会	409,509	1.99
RE FUND 107-CLIENT AC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	383,900	1.87
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	376,000	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤 恵嗣	弁護士											
上條 正仁	他の会社の出身者											
山元 文明	他の会社の出身者											
水野 秀紀	他の会社の出身者											
岡南 啓司	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 恵嗣		○	_____	近藤恵嗣氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、会社の適正な意思決定の確保に資すると判断し、社外取締役として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

上條 正仁		○	上條正仁氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の出身です。なお、2020年3月期末日現在、総借入額に占める同社からの借入額の割合は21.2%です。	上條正仁氏は、株式会社埼玉りそな銀行の代表取締役社長を務めるなど、会社経営に関して豊富な経験と幅広い見識を有していることから、会社の適正な意思決定の確保に資すると判断し、社外取締役として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
山元 文明	○	○	山元文明氏は、当社の借入先である株式会社りそな銀行の出身です。なお、2020年3月期末日現在、総借入額に占める同社からの借入額の割合は21.2%です。	山元文明氏は、複数の企業で経営及び監査に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、会社経営の透明性の確保、コンプライアンスの強化に資すると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
水野 秀紀	○	○	水野秀紀氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の出身です。従前同社から借入がありましたが、2020年3月期末日現在借入はありません。	水野秀紀氏は、企業経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識を有していることから、会社経営の透明性の確保、コンプライアンスの強化に資すると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
岡南 啓司	○	○	———	岡南啓司氏は、長年にわたり国税庁・国税局で要職を歴任し、その経歴を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、会社経営の透明性の確保、コンプライアンスの強化に資すると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、現在及び過去において、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得ることとしております。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会と会計監査人は、中間監査、期末監査に際して、監査等委員会は会社内部の状況に通暁している立場から、会計監査人は外部の職業的専門家としての立場から、監査上の懸案事項、決算処理方針等に関して、意見交換を行い、監査の品質向上と効率化に努めております。

また、当社は合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う部署として内部統制室を設置しております。内部統制室が行った監査の結果は、すべて監査等委員会に報告されており、監査等委員会との間で密接に情報交換が行われております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明 **更新**

1. 指名・報酬委員会設置の目的

取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

2. 指名・報酬委員会の審議事項

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 役付取締役の選定・解職に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員である各取締役の報酬等を除く。)の報酬等に関する事項
- (5) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (6) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 指名・報酬委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名以上で構成され、その過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役といたします。なお、同委員会の運営に関しては、人事部が事務局を担当いたします。

4. 設置日

2020年7月1日

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、以下のとおり「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めております。

当社における社外取締役又は社外監査役(以下、総称して「社外役員」という。)のうち、以下のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

1. 当社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者)又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先(当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者)又はその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士、コンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
4. 当社又は連結子会社の会計監査人である監査法人に所属し、当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者
6. 当社の主要株主又はその業務執行者
7. 当社が主要株主である会社の業務執行者
8. 社外役員の相互就任関係にある先の業務執行者
9. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者(当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている寄附が年間収入の2%を超える団体の業務執行者)
10. 最近3年間に於いて、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10までのいずれかに掲げる者(重要な者に限る。)の配偶者又は二親等以内の親族
12. 当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人(重要な者に限る。)の配偶者又は二親等以内の親族
13. 最近3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員又は支配人その他の使用人(重要な者に限る。)に該当していた者の配偶者又は二親等以内の親族
14. 上記1から13のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

15. 当社の社外役員として通算の在任期間が8年を超えている者

(注) 1. 「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。

2. 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の株式を保有する者をいう。

3. 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の職位にある使用人をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

【業績連動報酬制度の導入に関して】

当社は、2004年6月に役員報酬改革の一環として、年功的要素が強く、株主にとって企業価値増大や業績との関連性が低い役員退職慰労金制度を廃止し、成果・業績に応じた業績連動報酬制度を導入いたしました。

なお、取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の賞与については、次の計算式により業績に応じた賞与を支給しております。

総支給額 = (当期純利益 - 連結ROE5%水準利益) × 5%

【譲渡制限付株式報酬制度の導入に関して】

当社は、2020年6月25日開催の定時株主総会の決議により、取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。その総額は年額70百万円以内とし、各対象取締役への支給時期及び配分は、取締役会において決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬を開示しておりません。

第68期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告において、取締役に支払った報酬として総額186百万円(うち社外取締役13百万円)と開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬について、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、取締役の報酬は、次のとおり、職位に応じて支給される月例の定額報酬、業績等を反映した年次賞与の業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とで構成されております。

(1) 定額報酬について

常勤取締役の報酬水準は職位に応じて水準を決定しており、取締役執行役員の報酬水準は、同規模企業の役員報酬を参考に、社員の最高給与の1.3~1.6とし、取締役役付執行役員の報酬水準は、取締役執行役員の1.2~2.3としております。ただし、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その求められる役割に鑑み、決定しております。

(2) 業績連動報酬について

取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し年次賞与として支給する業績連動報酬は、中期経営計画の経営指標としているROEの達成水準に基づき、業績連動報酬の総支給額を次の計算式により算出しております。

総支給額 = (当期純利益 - 連結ROE5%水準利益) × 5%

個別の業績連動報酬額については、役位別に設定されたポイントに基づき、配分を決定しております。

(3) 譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬は、取締役(社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により導入された報酬制度であります。

その総額は年額70百万円以内とし、各対象取締役への支給時期及び配分は、取締役会において決定することとしております。

取締役の報酬は、次のとおり株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役の報酬は上記に基づき取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

・取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において年額450百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)

・監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会において年額60百万円以内

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役会の運営に関しては、総務部が事務局を担当しております。決議事項については、事前に決議資料を配付するとともに、特に重要な案件については事前に説明会を開催するなど、あらかじめその内容を十分に検討することができるよう、社外取締役へのサポートを実施しております。また、社外取締役監査等委員3名で構成される監査等委員会の運営に関しては、内部監査グループ4名のうち1名が監査等委員会補佐を兼務しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
杉本 龍三郎	相談役	元代表取締役社長としての経験や知見に基づき、取締役会又は常務会の諮問に応じ意見を述べることに、取締役会が決定した特命事項を管掌することとしております。	非常勤、報酬有	2020/06/25	2021年6月25日まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数更新

1 名

その他の事項

相談役・顧問につきましては、定款規定に基づき、取締役会の決議によって決定しております。原則として、相談役は代表取締役社長、副社長及び専務の職にあった者、顧問は役員又は役員に準じる職にあった者に委嘱しております。

主な役割としては、取締役会又は常務会の諮問に応じ意見を述べることに、取締役会が決定した特命事項を管掌することとしており、委嘱期間は1年とし、再委嘱を妨げないとしております(68歳に達した時点、あるいは委嘱した日から満3年を経過した時点の期末にて委嘱を解く。)

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)現状体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、内部統制システムの適正な構築に努めるとともに、国際貢献を図る企業として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応える企業経営を実現させるため、経営の適正性、遵法性、透明性を確保し、さらなる企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

当社は、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス強化に努めてまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行したことにより、監査等委員の全員が社外取締役に構成され、取締役会の議決権を有する監査等委員会による監督機能のさらなる強化を目指すとともに、当社グループを取り巻く環境変化が激しい中、業務執行取締役に重要な業務執行決定権限の委任を進めることで、経営の意思決定のさらなる迅速化を図ってまいります。

また、当社は、経営の意思決定機能の充実化、迅速化と業務執行機能の強化を図ることを目的に、2015年6月から執行役員制度を導入しております。本報告書提出日現在、取締役9名と執行役員8名(うち取締役兼務者5名)となっております。執行役員制度の概要は、次のとおりであります。

- ・執行役員の選任、解任は取締役会の決議により行う。
- ・取締役は、執行役員を兼務することができる。
- ・執行役員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- ・執行役員の職務及び担当業務は、取締役会にて決定する。

原則月1回定時で開催している「取締役会」は取締役9名(監査等委員である取締役を除く。うち2名は社外取締役)と全員が社外取締役である監査等委員3名で構成され、取締役会は、執行役員制度のもと、取締役会への付議基準(法令又は定款に定める事項及び会社が定めるその他重要事項)に基づき、意思決定を行っております。取締役会専決事項以外の業務執行及びその決定については、下位の会議体である常務会又は執行役員等に委任するとともに、取締役会への報告基準に基づき、常務会又は当該執行役員等から委任事項に関する報告を受け、職務執行及びその決定の状況について監督を行っております。

また、2020年7月1日付で取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。その目的は、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性並びに客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るためであります。指名・報酬委員会の構成は、取締役会の決議によって選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名以上で構成され、その過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役としております。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- ・取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・役付取締役の選定・解職に関する事項

- ・取締役(監査等委員である各取締役の報酬等を除く。)の報酬等に関する事項
- ・後継者計画(育成を含む)に関する事項
- ・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

当社は、代表取締役社長と取締役役付執行役員とで構成する「常務会」を原則月2回開催し、執行役員による月次事業報告等を通し、経営状態の早期把握と重要な業務執行について迅速な対応をとっております。常務会には、常勤監査等委員が出席し、重要な経営判断に関し助言や適法性のチェックを行っております。また、特に重要な案件については、常務会で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することとしており、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員につきましては、社外取締役3名(うち1名は常勤)を置き、コンプライアンス経営に注力しております。また、原則月1回定時で開催している「監査等委員会」は、監査の方針・基準、年間監査計画等を決定し、各監査等委員の監査状況等の報告を受けております。

当社は、代表取締役社長を委員長とし、コンプライアンス担当取締役、法務部・総務部・人事部担当取締役及び常勤監査等委員が出席する「コンプライアンス委員会」を設置しております。同委員会は、年2回定時で開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。

(2)業務執行に係る監査機能の強化

当社における内部監査は、内部統制室の内部監査グループ4名で組織されており、うち1名が監査等委員会補佐を兼務しております。内部監査は、社内の組織運営、業務運営などの妥当性、効率性、合法性の評価の観点から年間監査計画に基づき実施し、内部監査の結果は代表取締役社長に報告され、改善すべき事項は関係部門より改善状況の報告を求め、再評価を行っております。内部監査グループと監査等委員会及び会計監査人との相互連携については、監査等委員会及び監査結果報告会等において、適宜それぞれの監査の方法と結果について報告を求めるほか、都度情報交換・意見交換を行っております。また、法務部、総務部、経理部等内部統制部門との間で定期的に会議を開催するなど、情報収集と業務の適正の確保に努めております。

(3)公認会計士

当社は、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当社は同監査法人との間で、会社法及び金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。第68期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成及び監査報酬については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮木直哉

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 貝塚真聡

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、会計士試験合格者3名、その他7名

・監査報酬 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬62百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制のもと、次のとおり当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

(1) 当社は、以下を目的として、2020年6月25日開催の第68期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。

・監査等委員の全員が社外取締役で構成され、取締役会の議決権を有する監査等委員会による監督機能のさらなる強化を目指します。

・当社グループを取り巻く環境変化が激しい中、業務執行取締役に重要な業務執行決定権限の委任を進めることで、経営の意思決定のさらなる迅速化を図ります。

(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名のうち2名及び監査等委員である取締役3名はいずれも社外取締役であり、有益な経営への助言・提言のもと、取締役会によるモニタリング機能の強化に努めております。

(3) 今後の海外拠点ネットワークの拡大に伴い、商習慣等の違いによる様々なコンプライアンス上の問題の発生に備えるため、コンプライアンス委員会を設置するなど、海外を含む当社グループ全体の内部統制の充実に取り組んでおります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法定期日の7日前に招集通知を発送するとともに、発送日前に当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様が参加しやすい開かれた株主総会を目指し、株主総会の開催日は、集中日を避け、原則として例年集中日の1～2日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主様の権利行使の機会拡大を図るため、2003年開催の株主総会からインターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家が議案を十分に検討していただけるように、2006年開催の株主総会から、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加し、議決権行使の円滑化に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株式保有比率が27%を占めることから、招集通知の英訳版を作成しております。文字の読みやすさを考慮して、2006年開催の株主総会から招集通知のサイズを一回り大きくするとともに、文字もそれに合わせて大きくいたしました。
その他	議決権行使期間中、当社ホームページに招集通知(和文・英文)を掲載するとともに、議決権行使サイトにも招集通知(和文・英文)を掲載することで、議決権行使の利便性を図っております。 株主総会において、事業報告の内容をパソコンによる画像を用いて報告しており(いわゆる株主総会のビジュアル化)、株主の皆様に分かりやすく、かつ正確にご理解いただけるよう努めております。 2016年開催の株主総会から、招集通知のサイズを200mm X 200mmへと拡大し、それに合わせ文字も大きくするとともに、カラー化・グラフ化(いわゆる招集通知のビジュアル化)を採用することで、株主の皆様にとって見やすく、読みやすく、分かりやすい招集通知の提供に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様を対象に、原則年2回(東京・大阪)会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社、投信・投資顧問会社、銀行、信託銀行、マスコミ等を対象に決算説明会を1年に2回(中間決算、本決算)開催しております。その内容は、決算概要、中期経営計画、今後の事業戦略、各事業セグメントにフォーカスした説明等です。	あり
IR資料のホームページ掲載	過去10年分の決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信(任意書類)、並びに株式の状況、ビジュアル化した財務ハイライト等の資料、情報を分かりやすく分類して、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	個人投資家向けIRは、総務部が担当しております。 機関投資家向けIRは、経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重する旨を「伯東グループ企業倫理行動憲章」及び「倫理規程」に規定しており、この倫理行動憲章を当社グループの全役職員の行動規範としております。 当社ホームページURL：https://www.hakuto.co.jp/profile/ethic/
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO14001を取得しており、「社会の公器」として地球環境に配慮し、持続可能な社会の創造に貢献することを基本に企業活動を行っております。また、当社の環境保全活動の推進部署としてCSR推進室を設置しており、環境活動報告を年1回作成し、当社ホームページに掲載しております。 当社は、ISO14001環境マネジメントシステムの仕組みを使って、国連が定めた持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでおり、EMP管理表という月次報告書の中で、当社の活動がSDGsの17の目標のどれに対応しているのかを明確にして、当社ホームページにて開示しております。 当社ホームページURL：https://www.hakuto.co.jp/eco/sdgs/ また、当社は、神奈川県に伊勢原事業所と物流センターを置き、障害者雇用や太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの活用、また「神奈川県森林再生パートナー」への参加実績など、ISO14001活動などを通じてSDGsの推進に貢献していることが認められ、神奈川県の「かながわSDGsパートナー」企業に登録されております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「伯東グループ企業倫理行動憲章」を策定し、会社の基本姿勢と行動基準に係る基本的事項を定めており、その中に株主・投資家が必要とする会社情報を正確に、十分に、適時かつ適切に開示する旨を明記しております。
その他	【健康経営への取り組み】 当社は、経済産業省及び日本健康会議が運営する健康経営優良法人認定制度において、優良な健康経営を実践している法人として「『健康経営優良法人2020(大規模法人部門)』ホワイト500」の認定を受けております。 当社がかねてから進めてきた健康診断受診率100%の達成や有給休暇取得率80%以上の達成等への取り組みが認められたものです。 今後とも、「伯東グループ健康宣言」に基づき、継続的な認定に取り組んでまいります。 <伯東グループ健康宣言> 「人と技術で広く世界を結ぶ」をモットーとする私たち伯東グループは、その財産は、社員一人ひとりであり、社員の健康は、伯東グループ発展の基盤でもあります。 この理念のもと、伯東グループは社員が長く安心して働ける環境を整備し、心身ともに健康で生き活きと活躍できるよう、健康サポートを推進すると共に、社員自身が主体的に自分の健康に関心を持ち積極的に関与できる健康増進策を推進いたします。 当社ホームページURL：https://www.hakuto.co.jp/profile/health/ 【障害者雇用】 当社は、従来から障害者雇用の促進に取り組んでおり、2020年3月末現在12名(うち重度障害6名)の社員を雇用し(雇用率2.36%)、法定雇用率を上回る雇用を維持しております。今後とも障害者雇用を推進してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の基本方針

当社は、取締役会において、会社法第399条の13第1項第1号ロ及び会社法施行規則第110条の4第1項、同条第2項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の整備の基本方針について、次のとおり決議いたしました(最終改定決議日:2020年6月25日)。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ.「伯東グループ企業倫理行動憲章」及びコンプライアンス上の諸規程を、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的な実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ.コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括する法務部は、コンプライアンス・プログラムを整備し、当社グループ横断的なコンプライアンス体制を構築、維持する。また、内部統制室は、その実施状況、有効性等を監査する。

ハ.倫理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。

ニ.内部通報者保護規程に基づき、法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接、会社所定の窓口の情報提供を行う手段として、当社グループ横断的な内部通報の仕組みを構築、運営する。

ホ.市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ.取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。

ロ.情報セキュリティポリシー、電子情報管理規程及びその他情報セキュリティ関連規程に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.リスクに関する統括責任者としてリスク管理担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、リスクを統括する総務部は、当社グループ横断的なリスク管理体制を構築する。

ロ.リスク管理担当取締役は、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署は、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施し、所管するリスク管理の状況を継続的にモニタリングする。

ハ.当社グループ全体のリスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止対策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする危機管理基本規程を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.取締役会による連結グループ経営計画の策定、当該経営計画に基づく各業務担当取締役による事業部門毎、子会社毎の業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施、取締役会及び常務会による月次・四半期業績のレビューと改善策の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。

ロ.意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については、常務会の合議制により慎重な意思決定を行う。

ハ.取締役会の決定に基づく業務執行については、総合組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、国内・海外関係会社管理規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これにより業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ.「伯東グループ企業倫理行動憲章」を当社グループの行動規範とし、これに基づき当社グループ各社において必要な諸規程を整備することにより、当社グループの内部統制システムを構築する。

ロ.コンプライアンス担当取締役及びリスク管理担当取締役は、各々子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有し、法務部・総務部は、これらを横断的に推進、管理する。

ハ.子会社管理の担当部署は、国内・海外関係会社管理規程に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営上の重要事項について、当社への定期的な報告を求め、また、当社グループの取締役が出席する責任者会議を定期的に開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、当該責任者会議において報告が行われる体制を整備するなど、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

ニ.金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、当社グループ各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。また、内部統制室は内部統制規程に従い、当該内部統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を、必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から補助者を任命することとし、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査等委員会の事前同意を得る。また、当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとする。

取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ.取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査等委員会に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査等委員会は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。

報告の方法については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。

ロ.内部統制室は当社グループにおける内部監査の現状について、法務部は当社グループのコンプライアンスの現状及び内部通報の状況につ

いて、総務部は当社グループのリスク管理等の現状について、それぞれ定期的に監査等委員会に対し報告する。

ハ. 監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備とその適切な運用に努めております。第68期事業年度における当該体制の主な運用状況の概要は、次のとおりであります。

コンプライアンスに関する取組み

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的に主管部署よりコンプライアンス研修の実施状況並びに内部通報制度の利用状況その他コンプライアンスに係る啓蒙活動についての報告を受けております。なお、当事業年度においては、仕入先や業務委託先とのトラブル回避のための留意点をテーマとしたコンプライアンス研修を、役員を含む全社員に対し実施したほか、昨今の米中貿易摩擦問題等を背景に輸出管理の法的留意点を周知する目的から、「伯東グループ安全保障ガイドライン」を定め、中華圏の海外子会社役員及び現地社員を対象とした安全保障貿易管理研修を実施いたしました。

損失の危険の管理に関する取組み

リスク管理につきましては、当社グループのリスクの種類毎に責任部署を定め、各責任部署がその所管するリスクの管理を実施するとともに、月1回リスク管理担当取締役出席のもと開催される管理部門長会議において、組織横断的にリスクに関する情報共有を行い、継続的にリスク管理の状況をモニタリングしております。なお、当事業年度においては、新型コロナウイルス対策として、感染症対応規程に則り、リスク管理担当取締役を議長とする新型コロナウイルス対策会議を立ち上げ、役職員等の感染防止及びBCP(事業継続計画)対応のための諸施策を決定し、周知徹底を行いました。

当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社の監査役及び内部監査部門は、監査計画に基づき、当社グループに対する内部監査を実施しており、グループ経営管理に対応したモニタリングを行っております。

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部に経営管理体制の整備、統括を実施しており、「国内・海外関係会社管理規程」に基づき、子会社から事前の承認申請や業績等の定期的な報告を受けているほか、子会社から月次に提出される経営管理報告書により、経営管理全般のモニタリングを行っております。また、社長の出席のもと、海外子会社の責任者会議を年3回開催し、海外子会社の経営上の諸案件について、各責任者から報告を受けております。

監査役の監査体制

監査役会は、社外監査役3名(うち1名は常勤)で構成されております。当事業年度において監査役会は11回開催されており、常勤監査役から会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席や社長、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視を行っております。

監査役は、内部監査部門が、監査計画に基づき実施した内部監査の結果について、内部監査部門から報告を受けており当該監査部門との連携を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「伯東グループ企業倫理行動憲章」に定める、会社に損害をもたらす、危害を及ぼす行為を意図する組織や人等、反社会的勢力と取引関係を含めて一切の関係を持たないことを反社会的勢力を排除するための行動基準としております。また、反社会的勢力との対応を統括する部門及び責任者を定め、組織として対応すべき体制の整備・強化に努めるものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

基本方針の内容

当社は、「われわれは、社業の正しい営みを通じ、国内産業ならびに国際貿易の発展に寄与し、併せて人類社会の平和と幸福に貢献せんとするものである。」という経営理念(社是)のもと、最先端の技術による電子・電気機器、電子部品を取扱うエレクトロニクス技術商社として、また環境に配慮した工業薬品を製造するケミカルメーカーとして、時代のニーズに対応する商品やサービスの安定提供に努め、適正な利潤を創出し、堅実かつ長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。

当社の特徴は、独立系商社として特定のメーカーの系列に属することなく、経営の独立性を確保していることにあります。このことにより、仕入面に関しては、特定メーカーの商品に限定されることなく、国内外の幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客の多様化するニーズに即した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。メーカーである仕入先と顧客をつなぐ商社として、人と人のつながりを大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまで仕入先、顧客との間で親密なネットワークを形成し、相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

また、技術商社及びケミカルメーカーとして、付加価値の付与、顧客満足度の向上、市場競争力のある製品開発には、電子・電気、化学分野の専門知識を有する人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。

企業としての社会貢献という高い志に基づく経営理念、仕入先との販売代理店契約による商権、技術・ノウハウ、そして企業文化を共有し業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得など積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営の在り方や一般的に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で維持し、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を中長期的に確保し、最大化させる者でなければならないと考えております。従って、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の不適切な大規模買付行為等(下記で定義されます。以下同じ。)を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に向けた取組み

当社は、エレクトロニクス分野とケミカル分野のコラボレーションを強化し、相乗効果を高めるとともに、それぞれの主要事業のバランスを重視し、安定した経営基盤を確立することを目指しております。さらに一層の企業価値の向上を目指すため、各分野においては以下の戦略を着実に実行してまいります。

(エレクトロニクス分野)

ユーザーオリエンテッド(顧客視点)に立った営業を徹底し、コーディネーション機能を強化することにより、付加価値の創造と、その極大化を図ります。そして各商材のターゲット市場において重点顧客を完全攻略することにより、結果的に各商権での代理店ナンバーワンの地位を堅持してまいります。

(ケミカル分野)

環境対策への関心の高まりを背景に、新たな需要を掘り起こし、社会のニーズにあった新製品を提供してまいります。さらに、エレクトロニクス事業との相乗効果が期待できる新たな市場・顧客の開拓を進めます。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置付け、内部統制システムの適正な構築に努めるとともに、国際貢献を図る企業として、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応える企業経営を実現させるため、経営の適正性、遵法性、透明性を確保し、さらなる企業価値の向上を図ることを基本方針としております。

当社は、2020年6月25日開催の当社第68期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス強化に努めてまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社の移行したことにより、監査等委員の全員が社外取締役で構成され、取締役会の議決権を有する監査等委員会による監督機能のさらなる強化を目指すとともに、当社グループを取り巻く環境変化が激しい中、業務執行取締役に重要な業務執行決定権限の委任を進めることで、経営の意思決定のさらなる迅速化を図ってまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2020年5月29日開催の当社取締役会において、当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保しその最大化を図るため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、これについて、2020年6月25日開催の当社第68期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。本プランの概要は以下のとおりであります。

イ. 本プランの目的

当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者(下記で定義されます。以下同じ。)に対して事前に当社株式等の大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とするため、本プランを導入いたしました。

ロ. 本プランの内容

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものであります。

本プランは以下の()から()までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、

当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為等」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。))は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとし、

() 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

() 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得

() 上記()又は()に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、)

大規模買付者が本プランに定められる手続に従わない場合や、大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は対抗措置を発動することがあります。当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランの有効期間は、2020年6月25日開催の当社第68期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プランの合理性に関する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものであります。

従って、以下の点も踏まえると、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

ロ. 事前開示・株主意思の原則

当社は、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

ハ. 必要性・相当性確保の原則

() 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

() 合理的な客観的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

() デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

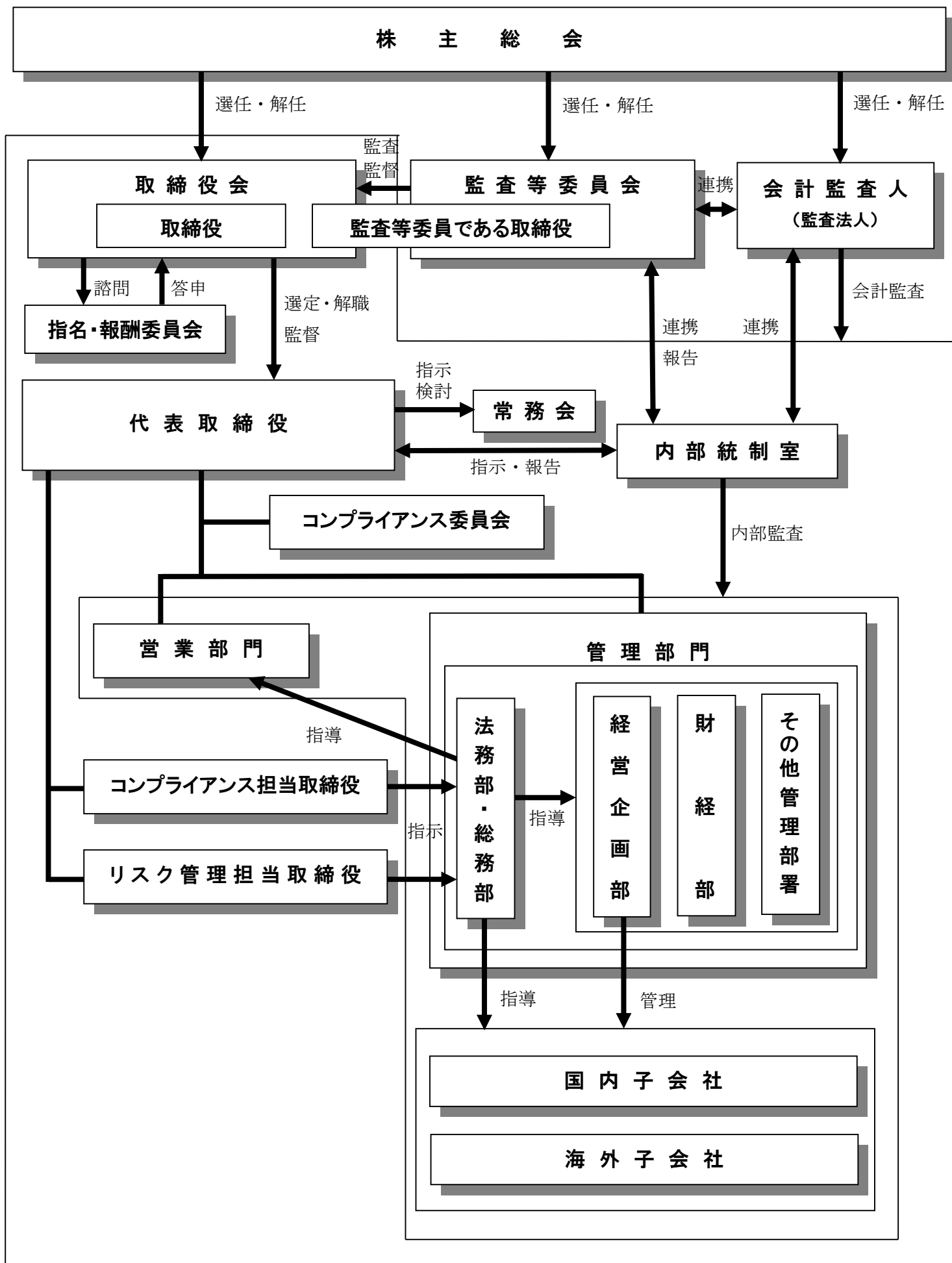
本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載する2020年5月29日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

当社ホームページURL: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7433/tdnet/1840996/00.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の模式図及び適時開示体制の概要は、次のとおりであります。



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、「会社情報の適時開示の推進と内部者取引の未然防止を図ることで証券取引の適正化に貢献し、これにより証券市場における当社の信頼を獲得する。」とした基本方針のもと、投資者への会社情報の適時適切な提供に努めています。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- ・会社情報については、社内の諸規程（「機密文書管理規程」及び「内部者取引管理規程」）に基づき、その取扱いに細心の注意を払うとともに、係る情報管理の徹底を図っています。
- ・会社情報の社内管理並びに会社情報の適時開示の管理責任者として、社内に、取締役会決議により選任された「情報取扱責任者」（原則取締役）を置いています。
- ・当社及び当社子会社において会社情報が生じたとき、その情報保有者は、遅滞なく情報取扱責任者へその旨を報告しなければなりません。
- ・情報取扱責任者は、会社情報の取扱担当部署（経営企画部、経理部及び総務部）と協議の上、係る会社情報が東京証券取引所の定める適時開示規則上開示が求められる「重要事実」に該当するか否かの最終判断を行うとともに、当該情報が公表されているか否かを確認します。その結果、重要事実に該当し、かつ未公表の場合にはこれを極秘扱いとし、情報保有者に内部者取引の禁止を通知するとともに、適時開示に向けて速やかに所要の手続きをとります。
- ・重要事実の担当部署（経営企画部、経理部又は総務部）は、情報取扱責任者の指導・監督のもと、その具体的内容及び開示時期について起案し、「決定事実」及び「決算情報」については常務会（取締役常務執行役員以上をもって構成され、原則毎月2回開催）への報告・審議を経て取締役会に付議し、その承認決議後、また、「発生事実」については代表取締役社長への報告を経て、それぞれ遅滞なく適時開示を行います。

添付資料：会社情報の適時開示に係る概略図

会社情報の適時開示に係る概略図

